

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第37号

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市下鶴間ふるさと館条例（平成17年大和市条例第46号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第4条第1項の使用承認を受けようとするものは、下鶴間ふるさと館使用承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の下鶴間ふるさと館使用承認申請書の受付期間は、使用日の3月前から前日までとする。ただし、国若しくは地方公共団体の主催事業又は施設の設置目的に沿った事業のために使用するときは、この限りでない。

(使用の承認)

第3条 使用承認をするときは、下鶴間ふるさと館使用承認書を交付するものとする。

(設備の変更禁止)

第4条 使用者は、施設等に特別な設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用の取消又は変更)

第5条 使用者が第2条第1項に規定する使用申請を取り消し、又は変更しようとするときは、使用日の前日までに、下鶴間ふるさと館使用取消（変更）届を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第13条の規定により観覧料及び母屋使用料を減免する使用内容及び当該使用内容における減免額は、別表第1のとおりとする。

2 観覧料及び母屋使用料の減免を受けようとする者は、下鶴間ふるさと館使用料減免申請書により申請しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が主催する事業等に使用する場合には、当該申請を省略することができる。

(使用料の還付)

第7条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 災害その他使用者の責によらない理由により使用できなくなったとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、下鶴間ふるさと館使用料還付申請書を提出しなければならない。

(入館者等の遵守事項)

第8条 入館者又は使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 下鶴間ふるさと館の施設、設備、資料等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気の使用又は喫煙をしないこと。
- (3) 定められた場所以外で飲食しないこと。
- (4) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障がある行為をしないこと。

(様式)

第9条 この規則の規定により使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

1 観覧料関係

使用内容	減免額
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校が行う教育課程として使用する時。	全額
その他市長が特に必要と認めるとき。	市長が必要と認める額

2 母屋使用料関係

使用内容	減免額
(1) 本市が主催し、又は共催する事業等に使用する時。	全額
(2) 周辺地域の公共的団体等が施設の設置目的に沿った事業等に使用する時。	全額
(3) 国又は他の地方公共団体が主催する事業等に使用する時。	2 分の 1 の額
(4) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人並びに本市が出資する一般社団法人及び一般財団法人が施設の設置目的に沿った事業等に使用する時（第 2 号に掲げる公共的団体等を除く。）。	2 分の 1 の額
(5) その他市長が施設の設置目的に沿った使用であると認めるとき。	2 分の 1 の額

別表第2（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	下鶴間ふるさと館使用承認申請書	第2条
第2号様式	下鶴間ふるさと館使用承認書	第3条
第3号様式	下鶴間ふるさと館使用取消（変更）届	第5条
第4号様式	下鶴間ふるさと館使用料減免申請書	第6条
第5号様式	下鶴間ふるさと館使用料還付申請書	第7条